

1 【一般災害対策編】及び【地震災害対策編】について

掲載頁		変更箇所
一般	地震	
① 釧路地方気象台による基準の改正に合わせた変更		
49 頁	—	<p>第3章 防災組織</p> <p>第4節 気象業務に関する計画</p> <p>別表 警報発表基準及び注意報発表基準</p> <p>過去の災害とその時の気象状況との関連を調査分析するとともに、関係機関からの意見、要望を踏まえて釧路地方気象台により各発表基準が改正されたことに合わせ、帯広市地域防災計画の該当箇所を変更</p>
② 協定締結に伴う変更		
64-2 頁	26-2 頁	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備</p> <p>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結</p> <p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <p>物資輸送に関してヤマト運輸(株)と締結した協定、及び倉庫及び駐車場の利用等について帯広地方卸売市場株式会社と締結した協定を追記</p>
	113 頁	<p>第3章 地震応急対策計画</p> <p>第9節 輸送計画</p> <p>7 緊急輸送要請体制</p> <p>ヤマト運輸(株)との協定締結に伴い、要請伝達の系統を示す図にヤマト運輸(株)を追加</p>
③ 現状に合わせた変更		
	53 頁	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第16節 業務継続計画の策定</p> <p>昨年度に帯広市業務継続計画の策定を終えたことから、「策定に努めるものとする」の表現を、「適正な運用に努めるものとする」に変更</p>
	108-2 頁	<p>第3章 地震応急対策計画</p> <p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画</p> <p>(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長の記載について、道で定める計画が定期的に見直されることから、帯広市地域防災計画にも時点の記載を追記</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正による変更（組織・施設名の変更及び各記載の変更） 【現状】十勝環境事務組合 → 【変更後】十勝圏複合事務組合 【現状】中島処理場 → 【変更後】十勝川流域下水道浄化センター浄化槽汚泥等受入施設 ・ 災害対策本部の本部情報連絡副室長に「総務部防災担当調整監」を追記 ・ 外部団体からの気象情報の有償提供を廃止したことから、地震情報等収集伝達設備の記載から、外部団体による災害情報の配信の記載を削除 ・ 気象データ、主要災害記録等の更新 		

注)「章・節」は「一般災害対策編」による。

2 【資料編】について

- ・ 資料 4-2 洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設の一覧表について、施設の新設、廃止、移転等、現状に合わせて変更